



## 宮崎税務会計事務所

熊本市中央区新大江1丁目15番4号

TEL 096-366-2231

FAX 096-366-2236

Email : t-miyazaki@tax1988.jp

H P : <http://www.miyazaki-zeimu.com/>

拝啓 寒冷の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

今年は、企業の不祥事が数多く発生した年でした。マクドナルド、東洋ゴム、東芝、旭化成建材、そして地元の化血研、海外ではフォルクスワーゲン等、超一流の企業にも関わらず通常では考えられない事ばかりです。何が企業に起こっているのでしょうか？当事務所もこのような問題を教訓として基本に立ち返り、業務の品質向上に努力し、税務・会計の専門家として日々自己研鑽に務めていく所存です。

さて、与党は平成 28 年度税制改正大綱を発表しましたが、消費税の軽減税率の議論が中心となった為大きな改正はみられませんでした。ただ、税制改正の動向としては個人への増税と企業への減税、そして黒字企業への減税と赤字企業への増税という状況にあると言えます。また消費税の軽減税率の対象品目はまだまだ不確定な要素が多く、今後もその内容をしっかりとフォローしていく必要があると思われまます。

今年も残すところ僅かになりましたが、本年も皆様には格別のお引き立てを賜りまことに有難く厚く御礼申し上げます。来る年の皆様のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

敬具

所長 宮崎 信一郎

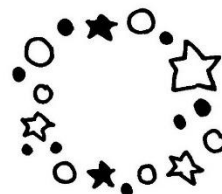


- 平成 28 年度税制改正大綱
- ネット取引について
- 年末のご挨拶
- 事務所からのお知らせ



## 平成 28 年度税制改正大綱発表！

今年も税制改正大綱発表の時期になりました。まだ決定ではありませんが、概ねこのとおりに翌年度の税制が変更されるため、確認しておきましょう。



### 平成 28 年度税制改正大綱の主な内容（抜粋）

#### —法人税—

##### ■法人税率の引き下げ

現在 23.9%の法人税率は、今後以下のようになります。

開始事業年度	H27/4/1～ H28/3/31	H28/4/1～ H30/3/31	H30/4/1～
普通法人	23.9%	23.4%	23.2%
中小法人 (資本金1億円以下)	所得800万まで 15% 所得800万超 23.9%	所得800万まで 15% 所得800万超 23.4%	所得800万まで 15% 所得800万超 23.2%

##### ■地方法人税の創設と、法人住民税の比率変更（合計は変更なし）

##### ■欠損金の繰越控除の繰越期間の延長（H30年度より、9年→10年）

##### ■建物付属設備、構築物の減価償却方法を定額法に統一（H28年4月1日以降取得分）

##### ■生産性向上設備に係る固定資産税の軽減措置

中小企業において、H31年3月31日までに、1台160万円以上の生産性向上設備を新たに購入した場合、3年間に限り固定資産税が50%減額されます。生産性向上設備とは、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上し、かつ、販売開始から10年以内の設備をいいます。

##### ■地方創設応援税制（企業版ふるさと納税）の創設

従来通り地方公共団体に対する寄附金は全額損金算入のまま、法人税等の税額控除の措置が創設されます。

- ①法人事業税 寄付金額×10%（上限：事業税の20%）
- ②法人住民税 寄付金額×20%（上限：法人住民税法人税割の20%）
- ③法人税 ②で控除しきれなかった金額 or 寄付金額×10%のいずれか少ない方（上限：法人税の5%）

##### ■雇用促進税制の条件の厳格化 など

法人税率の引き下げが大きなポイントですが、それ以外の箇所でも細かく変化しています

## —所得税他—

### ■スイッチ OTC 医薬品の控除

スイッチ OTC 医薬品とは、従来処方箋がなければ買えなかった薬を薬局で購入可能とした医薬品のことです。ガスター10 やロキソニン S などがあります。今回の改正では、健康診断を受けている等の条件を満たす場合に、購入代金を所得控除する制度が新設されます。

控除額＝購入代金－保険で支払われる金額－12,000 円（上限 88,000 円まで）

ただし、医療費控除と同時に受けられませんのでどちらかを選ぶことになります。

### ■空き家に係る譲渡取得の特別控除創設

条件を満たした場合、相続した被相続人の居住用不動産を H28 年 4 月 1 日から H31 年 12 月 31 日までに譲渡した場合にも居住用財産の 3,000 万円特別控除が適用可能になります。

条件とは、

- ・相続開始直前に被相続人の居住用であり、かつ、被相続人以外に居住していたものがない、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋である
- ・相続開始日以降 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに 1 億円以下で譲渡する

### ■三世代同居改修工事等に係る住宅ローン控除

H28 年 4 月 1 日から H31 年 6 月 30 日までの間、三世代同居のためのリフォーム等に関して特別控除が創設されます。借入金を利用した場合とそうでない場合で控除金額と控除期間が変わります。なお、上記の特例は増改築等に係る住宅ローン控除と選択適用になります。

### ■消費税の軽減税率の導入

H29 年 4 月 1 日から消費税が 8% から 10% に引き上げられますが、以下のものは 8% の軽減税率の対象となります。

- ①酒類、外食サービスを除く飲食料品
- ②定期購読契約が締結された週 2 回以上発行される新聞

①について、持ち帰りは 8%、店内飲食は 10% ですが、フードコートでの飲食のようにテーブルやイスが設置されていれば 10% のようです。一方で出前は 8% ですが、ケータリングや出張料理は 10% です。では飛行機の機内食はどうでしょうか。まだまだはっきりしていない部分も多いようです。

②については、駅の売店で買うような新聞は対象外です。



## ネット取引調査で 1 件平均 1121 万円の申告漏れ把握

### ・インターネット取引の普及

オンラインショッピングやネット広告など、インターネット取引はすっかり定着しており、なかには年間 1 億円を超える売上があるネット業者も珍しくありません。しかし、多額の利益を上げながら、ネット上の売上は国税当局には把握されまいと考え、無申告・過少申告する業者が後を絶たないようです。

### ・申告漏れ総額 246 億円

国税庁は、今年 6 月までの 1 年間での申告漏れ所得金額の総額は 246 億円にのぼると発表しました。1 件あたりに直すと、平均 1121 万円となるようです。

### ・取引区分（件数、申告漏れ額）

「ネット通販」	617 件	47 億円
「ネットオークション」	465 件	42 億円
「ネットトレード」	397 件	70 億円
「ネット広告」	289 件	34 億円
「コンテンツ配信」	37 件	4 億円
「その他のネット取引」	390 件	46 億円



### —調査事例—

ネットオークションサイトを利用して継続的に自動車用品の販売を行い、無申告であった調査対象者に対して、5 年間の申告漏れ所得金額 6700 万円について追徴税額約 1900 万円、及び消費税 3 年分の追徴税額約 300 万円、が課されています。

### ・儲けが少なくても税務調査は入ります

税務調査にもコストがかかるのだから、儲けが少ない自分のところになんか税務調査は入らないだろう、申告しなくていいや、と考える方もいると思います。

もちろん、多額の税金を誤魔化している納税者のところへ税務調査に入った方が、単発での効果は高いですし、実際に税務調査に入る確率も高いでしょう。

しかし、儲けが少なくとも税務調査に入るぞ、ということを世間に知らしめることで、適正な納税を促すことができれば、それぞれコストパフォーマンスが高い税務調査であるといえます

## そもそもなぜ税務署にバレるのか？

ネットオークションでの取引は、実店舗での取引と違って、税務署にはバレにくいとお考えの方も多いようですが、そんなことはありません。

### ・国税庁の電子商取引専門調査チーム

国税局では、ネットオークションなどインターネットによる取引について、電子商取引専門調査チームを設置しています。そして、インターネットに非常に詳しい優秀な調査官はどの税務署にもいます。悪質な納税者を把握し、適正に税金を課することに近年とても力を入れているのです。

### ・どのようにしてバレるのか？

無申告であることを、税務署はどのようにして把握しているのでしょうか。そのルートはいくつもあります。

ネットオークションに出店した商品が落札されると、出店者は手数料を支払います。ヤフオクならヤフーに、楽天オークションなら楽天に、落札金額の数%にあたるシステム利用手数料を支払います。この手数料の支払い状況から足がつくのです。

また、怪しいと目星を付けたネットオークション出品者については、実際に商品を落札することで、支払先などの情報を入手することもあります。

「ネットオークションでこんなに儲けました」なんていう、ブログ記事などからも目が付けられるかもしれません。

「あいつはネットオークションでこんなに儲けている」なんていう税務署へのタレコミから税務調査につながることであります。

このように税務署はいろんな方面から情報を収集しているのです。

そしてある日突然、税務署から税務調査に入りたい旨の連絡が来るのです。

税務調査が入ってしまえば、今まで申告しないことによって納めるはずの税金で得ていた分など、吹っ飛んでしまいます。余計なペナルティも支払わなければなりません。

いつ入るか分からない税務調査におびえるよりも、しっかり儲けて、毎年ちゃんと確定申告して税金を納めてくださいね。



## ネットオークションの確定申告



### ・何を売ったか？

ネットオークションでモノを売った場合であっても、売ったものが自分や家族が日常生活で使っていた生活用動産であるならば、税金はかからないので確定申告する必要はありません。

生活用動産とは、衣服や家具、日常使用する器具、通勤用自動車などの生活に通常必要な動産のことをいいます。30万円以下の貴金属や宝石なども生活用動産に含まれます。

ただし、生活用動産をネットオークションで売った場合であっても、それが**営利を目的として継続的に行われるもの**については、税金がかかるので注意してください。

せどりなど、はじめから転売する目的で仕入れた本やゲームをネットオークションで売った場合は、儲けによっては税金を納める必要があります。

車など高額のものには判断が難しい場合があるので、担当者に確認してみてください。

### ・給料をもらっている方

会社からお給料をもらっている会社役員やサラリーマンといった給与所得者の場合は、ネットオークションでの儲けが、1月1日から12月31日までの1年間で20万円を超えると、所得税の確定申告をして税金を納める必要があります。

この20万円という金額は、ネットオークションだけの儲けではなく、給料以外の全てを含めた金額です。

また、20万円以下であっても、市町村に住民税の確定申告はしなければなりません。

### ・ネット取引以外に収入がない方

学生や専業主婦の方など、他に収入がない人については、

- ・33万を超える儲け・・・住民税の確定申告が必要
- ・38万を超える儲け・・・所得税の確定申告が必要。

親や配偶者の扶養に入っている方は、儲けが38万円を超えると扶養から外れてしまうので注意してください。所得税の確定申告をすれば住民税の確定申告をする必要はありません。

### ・元々確定申告をしている人

個人事業主の方など、確定申告をする必要がある人の場合は、ネット取引での儲けについても、金額にかかわらず確定申告書に記載しなければなりません。

事業所得についてはちゃんと確定申告するけど、ネットオークションでの儲けは微々たるものなので確定申告には含めていないよ、という方がいらっしゃいますが、それはアウトですので注意しましょう。



## 年末のご挨拶



今年1年間お世話になりました。日々研鑽を怠らず来年は頑張っ  
て参ります。 坪久田

今年もお世話になりました。改めて、人間の絆の大切さを感じた時  
でした。来年も宜しくお願  
い致します。 山口

「縁」を大事にしてい  
きたいと思います。来年も  
どうぞよろしくお願  
い致します。 伊藤

来年も全力で頑張ります  
ので、よろしくお願  
いします。 松山

今年もお世話になりました。「慌てず騒がず確  
かめて」を心がけなが  
ら、頑張ります。 明瀬

今年もお世話になりまし  
た。来年は、お客様にも  
っと良い情報を提供でき  
るよう、知識を増やして  
いきたいと思  
います。 中村

新しい家族も増え、走り  
回る毎日ですが、来年も  
気合でがんばります！  
三浦

来年は充実した日々にな  
れば、と思  
います。 岩坪

1年間お世話になりまし  
た。皆さまに信頼される  
よう人間性を磨いてい  
きたいと思  
います。 瀧口



## お知らせ



### ※※※ 年末調整のお願い ※※※

年末調整資料の早期ご提出にご協力をお願い致します。

※記入の仕方や疑問がお有りの方は当事務所までお問い合わせください。

### ※※※ 確定申告のご案内 ※※※

事務所は、お客様の利益を守ることを基本理念とし、確定申告3つのキーワード

『より早く』『より正確』『より節税』を目指して取り組んでおります。

節税検討が出来るよう、早めの資料準備を皆様にお願ひ致します。

また、ご不明点がございましたら、担当者へご相談下さい。

### ※※※ 秋のキャンペーンの御礼 ※※※

前号でご案内いたしました、「秋のお客様紹介キャンペーン」では、皆様のご協力を頂きありがとうございました。職員一同、深く感謝しております。

引き続き、ご協力をお願い致します。

## 営業日のご案内

年末年始の営業日は、下記の通りです。

年内	→	12月28日(月)	通常営業
年始	→	1月4日(月)	通常営業

～編集後記～

今年最後のTM情報はいかがでしたでしょうか？

ご意見お待ちしております。それでは皆様良いお年をお過ごしください。

瀧口